

平成30年11月26日

お客さま 各位

群馬県信用組合

キャッシュカードによる振込の一部利用制限について
(振込め詐欺防止対策)

平素は当組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

当組合では、平成29年3月13日より、振り込め詐欺や還付金詐欺の被害を防止するための緊急対策とし、ATMでの振込を一部利用制限させていただいております。

今般、70歳未満の方が振り込め詐欺の被害に遭っているため、ATMでの振込制限の対象となるお客さまの年齢を下記の通り変更させていただきます。

お客さまには大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

	変更前	変更後
対象となるお客さま	70歳以上のお客さまで、過去1年間キャッシュカードによるATMでの振込取引をされていないお客さま	65歳以上のお客さまで、過去1年間キャッシュカードによるATMでの振込取引をされていないお客さま

2. 利用制限の内容

上記の対象となるお客さまのキャッシュカードによるATMでの振込限度額を「1,000円」に設定させていただきます。

※ キャッシュカードによるATMでの1,000円超の振込取引ができなくなります。

3. 対応開始時期

平成30年12月17日(月)

4. ATMによる振込取引を希望されるお客さま

対象となるお客さまで、キャッシュカードによる振込取引を希望される場合は、お手数をおかけしますが、平日の営業時間内にお取引店の窓口へお申し出ください。

本人確認のうえ、ATMの振込限度額を変更させていただきます。

以上